

## 日本語教育推進関係者会議（第2回）

1. 日時：令和2年1月24日（金）13：00～15：00

2. 場所：文部科学省（東館）13階13F1～3会議室

3. 議題：

（1）日本語教育の現状について

（2）日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針  
（骨子素案）について

（3）その他

4. 出席者：

（委員）西原座長，荒木委員，イシ委員，岩本委員，神吉委員，小林（整）委員，小林（ミ）委員，佐藤委員，田尻委員，鳥田委員，中村委員，西郡委員，福島委員，マレーン委員，村田委員，山口委員，渡邊委員

（ヒアリング者）

ジギャン・クマル・タパ 公益財団法人かながわ国際交流財団グローバル人材育成グループ  
山城 ロベルト 一般財団法人ブリッジハートセンター東海代表理事

（事務局）森文化庁審議官，高橋文化庁国語課長，志野外務省大臣官房国際文化交流審議官，川瀬外務省大臣官房文化交流・海外広報課長

（関係府省庁）八田内閣府子ども・子育て本部参事官，稲原総務省自治行政局国際室参事官，福原出入国在留管理庁政策課長，奈良文部科学省大臣官房国際課長，北山文部科学省総合教育政策局教育改革・国際課長，松永文部科学省高等教育局主任大学改革官，石津厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長，紺野経済産業省貿易経済協力局技術・人材協力課長

5. 議事録

○西原座長

定刻となりましたので，ただいまから日本語教育推進関係者会議（第2回）を開催さ

せていただきたいと思います。本日は御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございました。

事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○文化庁国語課長

配布資料につきましては、議事次第の配布資料の一覧がございますとおりです。資料1～7と参考資料1～4でございます。過不足などございましたら、事務局へお伝えいただければと思います。

以上です。

○西原座長

ありがとうございます。

では御出席状況について御報告願います。

○文化庁国語課長

本日の出欠状況でございますけれども、本日はイシ委員、神吉委員が遅れていらっしゃるということでございます。また、伊東座長代理につきましては、天候の都合による飛行機欠航により、急きょお越しになれないということでございました。

以上でございます。

○西原座長

それでは、議事に入らせていただきます。今日はまず、「日本語教育の現状について」という第一の議事が上がっておりますけれども、3名の委員の方々と日本語教育を受けるお立場にある2名の方々に御発表をお願いしております。

まずは、「日本語学校の役割と海外展開」につきまして、一般社団法人全国日本語学校連合会から理事長の荒木委員。また、一般財団法人日本語教育振興協会から山口委員、そして、海外における日本語教育について、独立行政法人国際交流基金から村田委員に御発表をお願いしたいと思います。

まず、荒木委員からお願いいたします。お手元の資料を御覧ください。

## ○荒木委員

荒木でございます。お手元に資料があると思います。一般社団法人全国日本語学校連合会を代表しまして発表させていただきます。大事なところを読んでいきますので、あとは資料を御覧になっていただきたいと思いますと思っております。

全国日本語学校連合会は、平成16年1月11日に発足しました。現在まで日本語教育機関の連携・協力を狙いとして日本語教育の充実・発展、同機関の健全な発展の推進を図ることを目的に様々な活動を展開し、内外の日本語教育機関からも注目される存在となっております。幾つかお話しておきます。

1、日本語教育機関の役割と海外展開について。日本語教育機関の役割でございますが、現在、日本語教育機関は御存じのように780校を超えているところであり、大学数を上回っている状況となっております。それとともに留学生も増加しております。

この留学生増加の要因として、日本語教育機関の教育成果は当然のことながら、日本語教育機関は海外に教職員を派遣し、優秀かつ意欲的な人材に関する情報収集及び日本留学を検討する者への日本のPRやそれぞれのニーズに合ったコンサルティングあるいはリクルーティング活動について寄与しております。

また、日本語教育機関は学生のニーズに応じ、大学など高等教育機関に進学を前提としたものが多数占めているところであります。

しかしながら、現在は学生のニーズも大学、大学院及び専門学校等への進学だけでなく、就労や日本文化体験などの学習目的も多様化している状況ですから、これらのニーズに応じ、それぞれの学習目的に基づいたコースデザイン、教材開発を行い、留学生の目的及び学習能力に応じたきめ細かいクラス設定を行っております。

二本線を引いているところを大体お話し申し上げたいと思いますので、少し飛ばします。

次、2ページですが、日本語教育機関においては、前述のように日本語教育の質及び進路指導を重視するだけでなく、留学生が安心して留学生活を送ることができるよう、入学前の段階から日本で生活する上で、必要となる各種手続及び日本での生活習慣・マナーについて指導を行うなど生活に関するサポート、その他地域住民とコミュニケーションを図るための地域行事への参加及び各種活動を行っております。このことは、地域社会とのトラブルを未然に防ぐとともに、地域住民に異文化理解の提供に役立っております。

このように、日本語教育機関の役割としましては、これまでの実績及び懇切丁寧な教育から、親日・知日家を養い、現在まで有為な多数の人材を輩出していることから、当該留学生が将来母国でそれぞれの立場から日本PR及び国際外交に役立っております。

日本語教育機関の生活指導、地域社会との連携・協力から、地域社会における多文化共生社会の実現に役立っています。

留学生は、最初の日本留学は日本語教育機関が主であり、日本語教育機関を通じて進学及び一部は就業することになり、それぞれ高等教育機関は企業に就職し、人員不足の解消に役立っています。

留学生は、日本語教育機関に入学し、専門学校、大学等の高等機関への進学及び内外の企業に就業することから、知日・親日家を養成することによって、卒業生の日本及び日本語教育機関のPRにより、留学生から選ばれる日本となり、ひいては訪日外国人の増加につながっています。

日本語教育機関は、ほとんどが外国人でありますから、教育機関は諸外国に教職員を派遣していることもあり、教職員は大使館及び外国の関係機関への情報収集も重要な役割となっています。日本の伝統文化及び社会のPRをすることによって、日本と諸外国との交流及び外交にも役立っていると同時に、日本を希望する留学生の増加につながっていると思います。

6番目としまして、日本語教育機関は全国津々浦々に点在していることから、当該地方の日本語を教育しているボランティア及びNPO法人との連携・協力を通じ、日本語教育の調査研究を推進することにより、日本語教育力の向上及び相互の教員の資質向上に寄与し、ひいては日本語教育の指導法の向上及び教材の開発に役立っています。

高等教育機関に在学中の留学生の中には英語等で講義を受けている者も少なくないことから、日本企業に就職を希望する者のうち、日本語会話や日本語の文章理解に未熟なこともあり、就職できないケースも数多い状況となっています。

これらの者は日本語教育機関に入学し、日本語会話や日本の文化などをマスターするように指導し、修了後は日本企業に就職させていくことにより、企業の人手不足の解消に貢献しております。

「2、日本語教育機関の海外展開」について、日本への外国人留学生は、日本学生支援機構によると平成30年5月1日現在において29万8,980人であり、そのうち日本語教育機関には9万79人となっており、前年比14.5%増となっています。

また、国際交流基金の2018年度の日本語を学習している国、機関及び学習者の数は、それぞれ142か国、日本が認めている国の73%となっています。1万8,604機関及び385万人となっており、前回に比べてそれぞれ5か国、2,500機関及び19万1,749人の増加となっています。

このように日本語を学習している者が増加している背景には、訪日外国人の増加、東京オリンピックの開催、日本文化への憧れ及び安心・安全であることのほか、受入れの教育機関の誠実で懇切丁寧な進路指導による実績などが考えられています。

今後におきましても、前述の背景から日本語学習者数は増加するものと思料しています。

また、日本語教育機関を母体とする一般社団法人全国日本語学校連合会は、これらの学習希望者の母国に出向き、それぞれ日本の伝統文化及び日本語教育機関のPRのために現地での留学フェアや入学者選抜及び日本の魅力や留学生の卒業後の進路等を始め、日本の経済の状況や日本人の気配り・心配りなどの親切心や安心・安全な日本であることについて懇切丁寧に説明し、優秀で勉学意欲のある留学生の応募に寄与しております。

J a L S Aは元外務省で海外の大使経験者による現地の日本語学校及び同大使館等から日本語教育の現状及び取組状況について連携・協力していることから、日本と当該外国との良好な関係となっています。

続きまして、J a L S Aは、現在、270を超える日本語教育機関等が加盟し、同機関の代表者、校長及び教職員等に対し研修会、説明会を行い、発表会・大会等様々な活動を展開しております。その主な活動状況については、次のとおりであります。

第一は、教員の資の向上でございます。加盟校の教員の資質向上として、授業の教授法・指導法について東京大学の各学部の教員に対する教授法を始め国内外の大学等からの知名度が高く、その講演等で知名な東京大学の准教授らによる講演会を開催しました。

その内容につきましては、日々の教育実践を振り返ることにより、自己の教育観を明らかにし、自身と学校組織の改善につながることを目的としたワークショップ形式及び一過性の研修とならないよう、参加者の所属する日本語教育機関において同内容のワークショップが実施できる研修の運営についても教唆いただき、参加した教員から今後の授業改善に大いに役立ち、かつ自信につながったと大変好評を得たところであります。

会場運営ですが、日本語教育機関を新設した加盟校の代表者、校長及び職員に対し、留学生の入学者選抜、同加盟校の存在意義及び法令等の説明会。

あるいは、出入国管理法、関係法令及び日本語教育機関の告示。

在留資格申請手続留意事項。

なお、日本語教育の推進に関する法律の施行に伴い、連合会の要望を申し上げます。

まず、日本語指導が必要な外国人等の子弟の支援をお願いしたい。

日本語教師の処遇に対して、これも御支援を頂ければ有り難い。

それから、共生社会の対応の支援についても、更にお願いをしたいと思います。

なお、更にいろいろなことをやっておるのでございますが、そこに書いてあるものを見ていただきたいと思います。

高等教育機関及び日本語教育機関の連携・協力、留学生の弁論大会、学生支援とか、日本語教育機関の在り方、地域社会との連携、管理運営についてはやっております。

それから、要望については是非一つお願いしたいのは、共生社会の対応についての支援。日本語教育機関の留学生の学習奨励費の増員・増額をお願いしたい。

それから、日本語教育機関の施設・設備についての御支援もお願いしたい。

それから、日本語教育に関する教材の開発と日本語教員の研修等の経費についても御支援をお願いしたい。

最近、非常にあれしているのは、留学生に糖尿病で亡くなる人がいるのです。これは私のところでも年初にありましたけれども、中国の学生が苦学をするのではなくて、7割近くがもうアルバイトをしていないという現状。むしろ逆に糖尿病の心配をしているということで、そのようなことを考えると健康診断をしないと、結核だけではなくてそのようなものをする支援を是非お願いしたいと思っております。

更に、日本語教育機関の教職員の海外派遣、あるいは日本語教育機関の海外からの留学や募集活動についてもお願いしたい。

更に留学生の入学金及び授業料の支援等もお願いしたいのですが、一番大事なことは大学等で引き続き科学技術の増額の支援をしてほしいと思っております。大学があってその日本語学校ですから、そういう意味で大学に対してより強化なものからきてほしい。

それから、今、問題となっておりますのは、「留学」の在留資格から「特定技能」への変更に対し、日本語教育機関の留学生の卒業及び修了としての取扱いを是非入国管理、大学についてはよく御検討をお願いしたい。

以上でございます。大分長くなりましたが、事細かについては文章に書いてありますので、また御質問を頂きたいと思っております。どうも失礼いたしました。

○西原座長

荒木委員，どうもありがとうございました。

御意見や御質問はほかの委員の方々の御発表が終わりましてからお受けしたいと思えますので，続いて山口委員，よろしくお願ひいたします。

○山口委員

一般財団法人日本語教育振興協会の理事をしております，山口でございます。資料に基づきまして御説明をいたします。

まず，資料2の2ページ目を御覧ください。「法務省告示日本語教育機関」，日本語学校は，令和元年12月末現在，774機関ございます。10年間で1.7倍，特にここ数年で急増しております。急増に伴い，問題も指摘されているところでもあります。問題がある機関の存在により，すべての日本語教育機関が同一視されてしまうことがあるというのは，私どもにとって非常に残念であります。

本日は日本語教育機関の活動内容・役割について皆様に御理解を頂き，この基本方針に日本語教育機関についての施策を具体的に示していただきたいと考えております。

774機関を地域別に見ますと，首都圏に集中しております。およそ半数です。設置者は多様であります，教員や実施する教育は告示基準がありますので，設置者による大きな差はございません。

次のページにございますように，日本語教育機関は専門教育，専門的訓練を受けた教員を抱える最大の集団であります。文化庁の調査によれば，日本語教育機関の常勤教員は3,300人余。非常勤が7,000人余と，それぞれ全体の6割近くを占めております。大学を除いた一般の施設・団体では，常勤・非常勤の合計13,975人のうちの1万人余，4分の3を占めております。

学習者は，国内の日本語学習者の39%に当たる102,454人が日本語教育機関に在籍しております。

JASSOの調査では，留学生30万人のうちの9万人，約30%を日本語教育機関が受け入れているということでもあります。

出身国・地域は東アジアと東南アジアが多数を占めておりますが，多国籍化も進んでおります。日本語教育振興協会が行った調査では，107か国地域から受け入れており

ます。最近では30か国以上からの学生を受け入れている機関もさほど珍しくはなくなってきました。

授業は週5日、年間35週以上、1年あたり760時間以上でコースを設定しております。教員数は学生20人につき1名以上。クラス定員は20人以下となっております。このクラス定員20人以下という設定は、表現活動を伴う語学教育を行うためには適切であると私どもは考えております。

しかしながら、経営的にはかなり困難がございまして、教員の処遇改善のためには、公的補助を求める声は少なくありません。

学習経験や日本語力の異なる学習者を私たちは受け入れているわけですので、試験等によりレベルを判定し、クラスを編成いたします。新入生が皆同じレベルのクラスに入るわけではありません。この図を見ますと、下の「(1) A2」と書いてある部分にすべてが入るわけではありません。判定結果により、学習者の能力に応じたレベルのクラスで学習を開始、学期ごとに進級し、進学、就職あるいは学習者が目標とした日本語の水準に達した時点で修了し、学校を離れていきます。最終レベルまで到達しない学生があるというのは不自然ではありません。そのためにもカリキュラムを体系的に編成することが必要とされております。つまり、2年コースというのは、日本語学習経験のほとんどない者に対して2年間、 Semester制であれば4学期で大学進学や就職に必要とされる水準に達することができる。CEFRでいいますと、B2ないしC1まで達することができる。そのようなコースを2年コースと、私どもは考えております。このことが実はなかなか理解されず、1年しか在籍しない学生があれば、1年コースを求めるよう、地方出入国在留管理局から指導されたとの報告もございまして。語学教育の特質を理解した指導をお願いしたいと考えております。

実施している教育活動の概要につきましては、その下のページにございますので御覧ください。6ページをご覧ください。

日本語教育機関はこれまでも多くの学生を大学等へ送り出しております。日振協の調査では卒業修了生の76%、JASSOの調査では8割が進学をしております。大学における外国人留学生の受入れ形態が多様化している現在も日本語教育機関の果たしている役割は大きいと考えております。国としても大学等に在籍する外国人留学生の経路を把握し、日本語教育機関の果たしている役割を評価されることを私どもは希望しております。

もう一つ注目していただきたいのは、日本語教育機関から日本国内で就職する者が増加しているということです。日振協の調査によりますと、1,700人余が就職しております。これは10年間で4倍強になっております。JASSOの平成29年の調査では、下の表にございますように、大学(学部)を卒業し、そして日本国内で就職した者4,418人に対し、日本語教育機関修了者のうち、国内で就職した者が2,945人となっております。これは決して少ない数字ではないと私どもは考えております。大学等への進学希望者だけではなく、母国において高等教育を修了し、日本国内で就職を希望する者を受け入れ、既に多くの外国人材を日本社会に送り出しております。今後更にこれは増加するものと思われま。基本方針に日本語教育機関の役割の一つとしてこれを明記し、これらの留学生に対しても大学、専修学校で学ぶ留学生と同様に就職支援をしていただきたいと考えております。

一部の自治体では、既に大学コンソーシアムを核に、大学、日本語教育機関、専門学校、企業、経済団体等との連携が進み、機能している例もございます。このような連携が全国に広がるように支援をしていただきたいと思ひます。

さらに、日本語教育機関は、進学や国内での就職希望者をその希望する進路に送り出すだけではなく、日本語を学び、帰国した者が海外において日本語人材として活躍している。これは日本語教育機関の重要な役割の一つと考えております。先ほどの表の「出身国・地域で就職」というところを御覧ください。

次ページの一覧表をご覧ください。個々の日本語教育機関が取り組んでいるものを表にまとめたものでございます。日本語教育機関総体として、様々な対応が可能であります。ピンクの網掛け部分がございますが、これは基準の対象コースとは別にコースを設け、地域で生活する外国人等を対象にした日本語教育、企業の委託による外国人社員に対する日本語教育、海外の大学の派遣する学生に対する日本語教育を行っている機関も既にございます。

日本語教育機関の海外展開について、日本語教育振興協会としてまとめた調査は最近実施しておりませんので、ここでは個人として把握している範囲について御紹介させていただきます。

まず、募集や現地の機関・団体との連携、推進のために海外事務所を設置している教育機関もかなりの数ございます。現地での日本語教育普及のために日本語学校を開設している機関や、海外の大学や高校等教育機関へ教員を派遣している機関もございます。

これは非常に少ない例ではありますが、海外の大学で日本語学科の設置に協力している日本語教育機関もございます。また、現地の日本語教員の水準向上のために指導者を派遣し、現地で指導しているケース。あるいは、現地の日本語教員を日本へ招待し、日本国内で指導・研修等を行っている機関もございます。国として日本語教育機関を含む教育機関等の海外展開と連携について調査を行い、実態を把握し、更に支援について検討をしていただきたいと思いますと考えております。また、調査に際してできることがあれば、積極的に協力させていただきたいと考えております。また、参考となる事例については、日本語教育関係者で広く共有できる機会を是非設けていただきたいと思います。これにより、国内外の連携が更に進むものと考えます。

また、国内での連携について、二つの例を御報告したいと思います。自治体と連携して地域の日本語ボランティア教員への指導・支援を行っている機関があります。また、大学と連携して大学に在籍する留学生に対する日本語教育支援を行っている日本語学校もございます。様々な日本語教育を行っておりますが、留学生教育の一端を担う日本語教育機関は、教育機関としての水準向上と質の保証が求められていると私どもは考えております。

私どもの日本語教育振興協会は平成元年の設立時から、日本語教育機関の水準の維持、向上を目指して活動を行ってまいりました。平成22年の行政刷新会議のときまで、文科省、法務省及び外務省の支援を受けて日本語教育機関の審査・認定を行い、その結果は法務省告示の参考とされてきたところではありますが、この審査・認定とともに、個々の日本語教育機関が自ら行う質保証の取組への支援といたしまして、平成15年に「留学生受入れに関するガイドライン」を制定いたしました。平成26年には「日本語教育機関のための自己点検・評価項目」を公表しております。また、これに基づき、平成27年に「第三者評価事業」を創設。29年には従来の審査認定事業に代わるものとして「教育活動評価事業」を創設いたしました。現在、日本語教育振興協会の会員は3年ごとにこれらいずれかの評価を受けております。

また、語学学習サービスの国際規格であるISO29991認証取得を希望する機関に対しての支援も行っております。

日本語教育機関の水準向上のためには、ここにごございますような研修事業を行っておりますが、その中でも文化庁の委託研修として行わせていただいている初任教員研修と主任教員研修は重要であると考えております。支援を頂くことによって、日本語教員も

経済的な大きな負担がなく、研修機会が得られております。こうした支援は教員に対する支援という観点からも続けていただきたいと考えております。

外国人材の積極的受入れという社会の要請の中で、日本語教育の重要性の認識は高まっておりますが、日本語教育機関も幅広い役割を果たすことができます。私たちにはその準備ができております。現在、検討中の様々な施策について、日本語教育機関は諸機関と連携して、あるいは単独で、その役割を担うことができるということを是非御理解いただきたいと思っております。

現在の日本語教育機関は多様化しております。そして、それぞれが成果を出しております。自ら進んで質保証に取り組んでおります。こうした機関と問題ある機関を区別し取り扱われることを私たちは希望しております。日本語教育機関を法律で教育機関として規定し、所管官庁を明確にされることを要望いたします。

また、日本語教育機関が社会的、更に国際的に信頼されるためには、設置のための基準に加え、教育機関としての運営状況を客観的に評価する第三者評価の仕組みが必要であると考えます。これが日本語教育機関の水準向上につながると私どもは考えております。

最後に、日本語教育推進法附則にございます、検討事項とされている日本語教育機関の制度の整備について、速やかに取り組み、具体化されることを強く要望いたします。

以上でございます。

#### ○西原座長

ありがとうございました。

続いて、村田委員にお願いいたします。資料3になると思います。

#### ○村田委員

国際交流基金の村田でございます。資料3に基づきまして、海外の日本語教育について御説明をさせていただきます。前回第1回の会議で、外務省の川瀬課長から2018年度の海外日本語教育機関調査、また、私ども国際交流基金がやっております事業を中心に御説明いただいておりますので、それを踏まえた発表という形にさせていただきたいと思っております。構成の内容は2ページに書いてあるとおりでございます。

3ページを御覧ください。前回の会議でも出てまいりました資料でございますが、2

018年度も機関調査の概要がまとめられております。過去最多142の国・地域で、385万人の方が日本語を勉強している。その前の2015年の調査よりは学習者が増えているという結果になっておりますが、右下にございますトップ10の国の表を見ていただきましても、また、欄外、左下にも書いてございますが、当然のことながら増えた国もあれば、減った国もあり、増えた理由、減った理由というのも様々でございます。2つ並んでいる円グラフの右側に教育段階別の学習人口の内訳を書いております。中等教育が一番多くなっておりますが、これも地域によってどの教育段階がボリュームゾーンになるかというのは、当然、変わってまいります。それを表にしたものが次の4ページでございます。

地域別に初等教育、中等教育、高等教育、学校教育以外、これは主に成人教育を指すと御理解いただければと思いますが、どの学習段階に所属する学習者が一番多いか、また、機関調査の結果、判明いたしました特徴的な学習動機、主な課題等を一覧にしたものでございます。細かく入り込む時間はございませんので、説明は割愛させていただきますが、地域によって違うということはこのページで御理解いただければと思います。

実は地域というくくりも大き過ぎるわけございまして、もう少しミクロで見てまいったものが次の5ページになります。

アジア、大洋州というところで、幾つかの国を取り出したわけでございますけれども、東アジア、中等教育を中心とする韓国、高等教育を中心とする中国でも、課題となっていることは違いますし、東南アジアからは2か国を取り上げました。インドネシアは9割方が中等教育、ミャンマーは95%が成人教育となっております。オーストラリアは伝統的に小学校で外国語教育というよりは異文化理解教育という形で日本語が教えられている状況となっております。これら5か国の中で韓国とインドネシアは2018年の調査で学習者が減ったわけでございますけれども、減った理由も韓国は少子高齢化が進んで、そもそも学齢人口に当たる人が減っているという事情がございます。インドネシアは2013年度の日本語を含む外国語教育のカリキュラムの変更がいまだに影響を続けている。減り幅は若干緩やかになっておりますけれども、そのような状況でございます。当然、それに対して何をやるべきかということも変わってまいります。

一方、学習者が急増しているミャンマーはJLPTなどもこのところ応募者が非常に増えているわけですが、学校教育以外、これは技能実習ですとか、昨年春から始まりました特定技能といったもので就労を目的として日本語を勉強する人が増えてい

る。ミャンマーはヤンゴン外国語大学ともにこれまで私どももいろいろ支援はして、非常に立派な先生もいらっしゃるのですけれども、これだけ急激に学習者が増えると一体誰が教えるのだという問題が生じているところでございます。ここまで御覧いただきましたのは2018年という特定の時点で地球儀を俯瞰したときに何が見えるかという景色なのですけれども、ある特定の国を、時間軸を限ってみたらどうなるかということが次の6ページでございます。

1998年から2018年、この20年間に学習者がどのような増え方をしたか、色分けをしております。これは教育段階別でございます。学習者の伸びということもございますけれども、グラフのこの色のグラデーションと申しますか、配色が変わっている。どの教育段階がボリュームゾーンになるかということが変わっているということでございます。

以上のことから、私ども国際交流基金はいろいろな事業をやっておりますけれども、つまるところ、学習者のニーズに応じた教育を提供できるような仕組みを作っていくことが私どもの事業の目標でございますが、そのニーズそのものが地域によっても変わり、時代によっても変わるということが御理解いただければ幸いです。つまり、ニーズをきめ細かく把握する。その情報収集や調査・分析ということが非常に重要になってくる。調査・分析というのは非常に地味な仕事ではございますけれども、やはりお金も人手も掛かるわけでございますが、継続的な定点観測をする拠点と申しますか、体制をしっかり作っていくことが重要であろう。今回の法律の中でもその調査ということが書かれておりますけれども、そのあたりの重要性が分かるような、そういった方針になればいいなと期待をしているところでございます。

次のページを御覧ください。今回、課題について話すようにという御指示がございました。「海外日本語教育機関調査」でも、この7ページの表にありますような「教師」、「教材」、「施設」、「学習者」といったカテゴリーにつきまして、右側に書いてあるような項目に沿って課題と認識しているかどうかということを調査しております。それを踏まえて幾つか御紹介をさせていただきます。

次の8ページでございます。やはり教師の問題を挙げる機関が非常に多くございます。非常にざっくりとしたまとめ方になってしまいますけれども、数の問題、つまり、先生が足りないという問題。それから、質の問題、そのノンネイティブの先生の日本語力の問題あるいは教授法、教材等に対する知識が足りないといったことを問題視しているとい

う回答が多くございます。

これを踏まえ、教員研修、教員育成が仕組みをその国でしっかり作っていくということに尽きると思うのですけれども、例えば、高等教育でノンネイティブの先生が足りないといった場合、阻害要因となっているのは大学が定める資格ですね。学位等が取れないで、日本の大学院に留学するための奨学金が得られないかといった御相談もよく頂くのですけれども、いかんせん、国際交流基金ではそういった御支援はできません。そのようなリクエストがある背景には、その国の大学院でそもそも日本語教育学というものがしっかり研究教育されていないといった背景があることが多いようでございます。そういうところをしっかりと立ち上げていくことが必要になってくるだろうと思います。

また、中等教育は現地の教員免許も問題がありますので、ノンネイティブの先生の話でございますけれども、やはり大学で教員育成のコースをしっかりと立ち上げて維持していく。更に現職の先生方の研修の機会を拡充していくといったことが必要になってくるのだろうと考えております。

また、先ほどのミャンマーあるいはベトナムなどの例にもございます成人教育で、先生が足りないといった声が最近特に大きくなってきております。これも数の問題に対しては教員育成コースを立ち上げて支援をしていくことが一つ解決策としてあるのだろうと思っておりますが、このカテゴリーにつきましては、雇用や待遇の問題、つまり、日本語教師になるポテンシャルがある人を生み出す仕組みはあっても、教師の待遇が低いので教職につかないといった問題もあり、この解決を考えなければいけないところではあると思っております。

次のページに進ませさせていただきます。学習のモチベーションに関するものでございます。このグラフも前回の会議で資料として出されたものでございます。機関調査で調査をしております学習モチベーションで2か所、赤でくくっておりますけれども、左側、歴史や文学、マンガ・アニメといった内発的な動機と申しますか、日本に対する興味・関心から日本語を勉強する人。更に右側の赤でくくっております留学、就職といった実技的な目的で日本語を勉強する人。これが学習の目的としては大きな二つの要素になっております。実利的な目的の方は言ってみれば目の前ににんじんがぶら下がっているわけですので、頑張って勉強はしてくれると思うのですけれども、左側でございますね。特段何か実務に結びつかないといった人の学習モチベーションをどう維持するか。さらにはまだ日本語を勉強していない人にどう勉強してもらうか。こういった問題は、例え

ば、東南アジアのような地域であっても中等教育で学校のカリキュラム上、必要に迫られて勉強をしているといった人たちの動機を維持するかということともつながってくるわけですが、ここが問題だと感じていらっしゃるといった答えもございます。これは言語教育の枠の中だけで考えていても解決策は見つからないと思います。日本を好きになってもらうといった取組が必要ではないか。更に日本語を勉強したらどのような可能性が広がるか。出口戦略のようなことを考えていく、取り組んでいく必要があるかと思っております。

例として写真を二つ挙げさせていただきました。手前みそになりますけれども、東南アジアに日本語パートナーズというアシスタントティーチャーを派遣いたしまして、日本文化、この写真では折り紙でございますが、そういったものを伝える取組をしております。現地からも高く評価されているということを申し述べさせていただきます。

次の10ページでございます。これも今の日本社会にとって喫緊の、最大の、と云っていいような課題であろうと思いますが、「外国人材の受入れ・共生に関する課題」ということで、総合的対応策が策定されて、いろいろな省庁がいろいろな取組をなさっているところでございますが、海外の日本語教育という文脈で申し上げますと、ここに書いてありますとおり、一定程度の日本語力を有する外国人材をいかに安定的に受け入れていくかということになるかと思っております。そのために現在、私どもで取り組んでおりますことが、特定技能なら特定技能で日本に入ってくるために必要な日本語力とはそもそもどういったものなのか。そこをはっきりさせて、それが効率的に学べるような教材を開発し、学習者がアクセスしやすいようにeラーニングのような形でも提供していく。さらに、対面で授業を行う現地の先生方のトレーニングを行う。既に私どもの浦和にございます日本語国際センターで昨年から研修を始めておりまして、幾つか新聞では取材をしていただいておりますので、御覧になった方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう先生をつくり、教育機関がそうしたものを使いながらしっかり教育を提供できるような仕組みを作っていく。そこで勉強した人が必要な日本語力が身に付いているかどうかといったものを測定する試験を行う。カリキュラム、教師、教材、評価と、言ってみれば入り口から出口までをパッケージにして取り組むというところがみそになっているのではないかと考えております。

続いて、11ページに移らせていただきます。昨今クローズアップされてきた問題でございますけれども、国際結婚をして海外に生活の拠点を移されたような方々、例えば、

アメリカならアメリカで今後もずっと暮らしていくといった方々のお子さんに対する日本語教育でございます。そのおさんはアメリカならアメリカの教育を受けて、アメリカ人として成長していくわけでございますが、日本語あるいは日本人としてのアイデンティティーを維持しながら、日本に親近感を持って成長していただくことにより、将来、二国間関係の中で橋渡しをするような人材に育ってくれましたら、日本にとっては大きなアセットになる。そういった人たちに対する日本語教育でございます。在留邦人調査では、永住者というカテゴリーに入る方々で、51万3,000人がいらっしゃると、平成30年度の調査の結果でございますが、在留届を出している方々でございますので、実際はもっとたくさんいらっしゃるのではないかと思います。

長期滞在者、企業の転勤等で日本に帰ってくる方が期待されている方は、補習校等で国語教育が受けられます。また、基金がやっている外国語教育、それとは違う継承語教育というのが重要であろうということが今回法律の中にも盛り込まれました。まず、今までよく分からなかった地域でもありますので、まずはニーズとか現状を把握するための実態調査から取り組んでいきたいと考えております。

最後でございますが、今回、法律の中でのいろいろな機関との連携ということがうたわれております。官民連携で何ができるだろうかということを考えてみたものでございます。例えば、民間企業が海外の教育機関に冠講座のようなものを作る。それをCSRであったり、そこで勉強した人をいずれその会社の中で労働者として取り込むと、いろいろな目標があると思うのですけれども、そういった話があったときに国際交流基金で持っている情報とか知見を活かしたコンサルティング活動、あるいは教育機関に対しては、その現地の先生方の研修、カリキュラム開発等、教材提供といった支援ができるのではないかとということが考えられると思います。

実際に13ページに事例を載せておりますが、あるエネルギー関連会社からお話がございます。東南アジア4か国で理系への人材に対する日本語教育という御要望があったのですけれども、そういった支援ができないかというお申出があり、基金が専門家を派遣して支援をしたという実績がございます。こういった取組をすることによって国際交流基金自身の財源だけではなかなかできないところまで支援が行き届きますし、学習者にとりましては「出口」と言いますか、学習のインセンティブにもつながる。企業にとりましては現地との連携が深まるといったメリットもありますが、何と言いましても日本語、日本文化を理解した、御要望の人材がよりたくさん育成されて、その方たちが

将来、二国間関係を有効にしていく上で働きが貢献してくれるのではないかと。そういった人材を輩出していくことが国際交流基金に課せられた日本語教育のミッションではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○西原座長

ありがとうございました。

ここで御質問を受けるということができたらよろしいのですけれども、お時間が大分押しておりますので、事実関係のみについて御質問がありましたら、少しの時間だけお受けすることができますが、いかがでございましょうか。今までの3人の委員の御発表につきまして、確認の御質問がありましたら、いかがですか。

はい、どうぞ。

○田尻委員

さきほど荒木委員からはいろいろな支援が欲しいと言って、山口委員からは所管の省庁、つまり、日本語教育機関を今後もっていく方法として支援をもらうためには所管の省庁として教育機関という位置付けをした方がいいと思うのですが、それは省庁としてはどこで扱うことなんでしょうか。

○西原座長

まず、附則にあるということが山口委員から御指摘があり、その法律の附則の中で教育機関の質保証ということが御要望としてありました。例えば、それはどこの機関がするべきことなのか、という御質問でしょうか。

○田尻委員

はい。山口委員の最後のページですけれども、「更なる役割を果たすために」で、所管官庁を明確にするというのは、ここでは扱えないのでしょうか。

○山口委員

少なくとも我々は教育機関であると考えておりますので、教育についての官庁が適当

ではないかと私どもは考えております。

○西原座長

事務局からお答えいただいてよろしいでしょうか。

○文化庁国語課長

今、何か明確な答えがあるわけではありませんが、日本語教育推進法の附則の2条の検討事項に大分大きく関わってくるようなお話だと思いますので、その検討のプロセスの中で所管官庁とか、あるいは評価だとか、支援をどのようにしていくのだということが併せて検討されていくことになるのだろうと考えられます。

○西原座長

分かりました。附則に関する検討の中にそのことが含まれるだろう、省庁がはっきり決まっているというわけではないというお答えでしたけれども、よろしいでしょうか。

では、恐れ入りますが、次に進めさせていただきます。「日本語を学習する」又は「した」お立場にあったお二人の方に御発表をお願いいたします。今日お越しいただきました方2名いらっしゃいますが、一人は公益財団法人かながわ国際交流財団の職員でいらっしゃって、かながわネパール人コミュニティで相談員も務めていらっしゃいます、ジギャン・クマル・タパ様。もう一方が、外国籍児童への母語教育、それから、母文化理解、医療、福祉に関する通訳、翻訳や相談支援等の外国人市民に対する支援を行っていらっしゃる一般社団法人ブリッジハートセンター東海の代表理事の山城ロベルト様のお二人です。

まず、ジギャン・クマル・タパ様、どうぞよろしく願いいたします。資料は4です。

○ジギャン氏

皆さん、こんにちは。かながわ国際交流財団のジギャンと申します。ネパール出身です。少し個人的な話から始めさせていただきます。私がネパールの小学校にいたときに私の家に日本人の青年海外協力隊のボランティアの方がホームステイをしていました。その方と出会ったことがきっかけで日本に関心を持つようになりまして、ネパールでは当時、中学校の教科書に「我々の友好国、日本」という1章がありました。その中には

日本人が勤勉であるとか、集団的意識が強いとか、いろいろなことが書いてありまして、自分も日本に関心がある者としては、その教科書を勉強した後にはもっと日本に行って勉強したいなという気持ちが中学のときにより一層深まって、高校を卒業してから少し日本語を勉強しようと思って、今みたいにたくさん学校があったわけではありませんけれども、ネパールの首都であるカトマンズに通って、そこで勉強しました。2000年に日本に留学をしました。この間にいろいろなことがありましたけれども、時間がないので割愛させていただきます。

最初は私費留学生として来ました。今、出稼ぎ留学生という言葉が使われていますけれども、アルバイトをしながら大学に通っていました。日本語と専門を勉強していて、結構大変は大変だったのです。自分で言うのもなんですけど、真面目に勉強していましたので、私は文部科学省から国費留学生にも選ばれて、国内採用枠というのがあったので、日本国内で選ばれて、地域のいろいろな活動にも出ていくこともできましたし、ある程度学費を払っていただきましたので、ネパールを知ってもらう活動など様々なところに行く機会を頂きました。改めて御礼を申し上げたいと思います。

それから、大学院に進学することができまして、地方自治をやっていたのですけれども、ネパールと日本の行政の比較といったことを勉強していました。ネパール人が急激に増えてきたりしたのは大分後になるのですけれども、私は神奈川県内の大学でしたので、県のいろいろな政策のところでも外部委員として呼んでいただいたり、今では総合戦略を作る地方創生の委員もやっています。

二つ目ですけれども、日本語はネパールで300時間というコースがありましたので、それをまず勉強して、残りの50時間というのが日本人の先生の授業を受けました。わりとこのぐらい勉強すれば当時は読み書きはきちんとできていたと思います。最近はいろいろな方がいろいろな経緯で日本に来ますので、結構日本語を長く勉強していても、なかなか進学とか、大学に入ることすら難しいという方にも会います。いろいろなところでネパール人の学生に会いますと、先生の方がネパール語を覚えてしまったというところもありまして、どういうことか心配なところもあるのですけれども、私の場合は幸いそんなにたくさんネパール人が来ていないときでしたので、日本人の友達を作ったり、授業でも大学でも留学生は少なかったですけれども、ある程度授業が日本語のことを少し勉強、フォローできるような体制がありました。地域でボランティア活動をするといったことはなかなか苦学生だとできないのですけれども、おかげさまでいろいろ出ていく

と、また実際社会の中で生きた日本語に出会う機会もたくさんもらいましたし、来て2年後、N1も受かることができました。今でも新聞とか、いろいろ日本語のブラッシュアップには一生懸命……日本人はなかなか自分では言わないのですけれども、本当は少し謙遜すべきところでしょうが、日本語はきちんと継続的に勉強しております。

3番目ですけれども、ネパール人が急激に増えて、特に留学生と家族滞在という数が3万人近い数で今増えています。この方々の日本語のレベルはそんなに高くはないので、結構日本に長く住んでいても余り言葉ができないことが原因でいろいろな課題も起きています。

それから、3番目の「技能」というこのビザですけれども、これはレストランのコックさんとかです。留学生も技能ビザの人も奥さんや子供を連れて来ることが比較的にできるようになりましたけれども、そういった方々の日本語の問題というのが、我々いろいろなところでネパール人の相談を受けたりしますと、たくさん相談されたりします。

4で、「在住ネパール人の現状」というところですが、やはり家族滞在の人たちがすごく増えたということで、彼らや彼女らは日本でアルバイトはしています。この家族滞在中でアルバイトをするところは非常に限られていまして、言葉があればですけども、単純労働しかできないようなところもありまして、その人たちが、言葉ができなくてもネパール語で翻訳されたマニュアルがあったり、マネージャーみたいな人がネパール人だったりして、ずっと何年たってもそこでアルバイトしているという現状が見受けられます。ですから、日本語ができないから本国でのいろいろなキャリアがあった人も日本に来ていて、それは全く活か<sup>い</sup>せられないという課題があります。長く住んでいますと自分のアルバイトもステップアップしたいとか、できれば正社員になりたいというのは人間誰でもあると思うのですけれども、そのためには日本語がとても大切です。

また、私も日本で子供が2人生まれていますけれども、この留学生もコックさんも若い人たちがたくさん来ますので、そうすると卒業すると同時に結婚したり、これはネパールの文化であまり遅くないというのもありまして、すぐ結婚したり、子供生んだり、日本で0歳の入国管理局の統計を見ますと、5～600人がいますので、毎年0歳で5～600人程度増えていけば、それだけ日本の中で子供を生んでいるという統計になっていきますので、そういったところでも子供のこともそうですけれども、お父さん、お母さんが日本語ができないと様々な問題に直面していきます。

また、日本では年金とか保険とか、独特ないろいろな制度がありますので、こういっ

た制度への理解というのもとても大切ですが、ここもまだまだ行き届いていないと思います。

ネパール人コミュニティとしては、全く何もしていないわけではなく、ネパール人だけの日本語のスピーチコンテストを8回までやりました。あるいは就職活動しているネパール人の留学生が、就職活動のときに来ているけれども履歴書すら持ってきていないので、履歴書の書き方を教えてあげるワークショップをやったりもしています。ただ、そのワークショップで作った履歴書をそのまま持っていったりして、それだとすぐばれますので、もう少し戦略的にできないものなのかなと実は考えているところでもあります。

あとレストランのコックさんが多いと言いましたけれども、東北地震とか熊本で災害があるときに、本人たちは日本語ができないから不安もありますけれども、自分たちが何かこの社会で一緒に生きていくものとしては何かできないかなという相談もされたりします。そういうときに一緒に炊き出しに行ったり、地域といろいろなコミュニティ、交流ができたりしています。あとはネパール語でマニュアルを作って、これは総務省が作ったものを翻訳しただけなのですけれども、そういったことや、ネパール人だけで集まって日本語を勉強したりする機会も作ったのですが、なかなか継続ができないで、来る人も最初は行きたいのだけれど、そのうちいろいろな理由、言い訳ができてだんだん来ないということもあります。実際あった相談の幾つかを紹介しますが、妊娠していて病院で患者と医者の言葉が全く通じないで困っていると。妊娠しているとそれだけセンシティブなことがたくさんありますけれども、これは病院からの相談ですね。ネパール人のための相談というので、かながわ国際交流財団が少し助成金を出して地域のコミュニティのネパール人にも関わってもらってやったのです。実際ネパール人の相談もありましたけれども、今日は日本語に関連する、日本の行政側とか、日本のホスト社会側の相談の方が実は結構あったりしていて、それぞれ皆さんが仕事の中では困っているのだなということも少し浮き彫りになったかなと思います。

あとは学校ですね。ネパール人が転入してきます。言葉ができないので通訳を派遣してほしいと。そんな制度はないのでネパール人は派遣できないのですけれども、学校としては切実なことなのだと思います。伝えたいことはたくさんありますし、と。お父さん、お母さんもできないということですね。

それから、これは役所から保険料を払ってほしいということで、言葉が通じないからということなのですけれども、言葉が通じないからだったらいいのですが、確信犯がい

たりするので通じないふりをするとか。きちんと日本語を一律に勉強してもらうこともとても大切なと思いますし、中には本当に通じないという人もいますので、そういった日本の制度を理解してもらう必要があると思います。

それから、コックさんの配偶者もさきほど言いましたけれども、日本語の学習をしたいという相談もあつたりします。

まとめますと、公的なところできちんとした日本語、特に基礎から勉強して身に付けていかないと、この先ずっと日本で生きていくのでこれはすごく大切になっていくだろうと考えます。

ネパール人は出稼ぎのために来ている人もたくさんいますので、定着率が高いです。長期にわたって、私も20歳で来て40歳になりましたので20年、こういった人は周りにもたくさんいますし、長期にわたって日本に住んでいく傾向があるので、なおさら日本語がとても大切だと思います。本人も日本語は勉強したいとは思っていても、結構受講料は高いですし、ネパールから来ている人たちは、貨幣価値はものすごく違いますので、日本で生活しているとはいえ、非常にお金がかかりますので、そこは何とか公的なところでできたらいいのに、ということを思います。

それから、出産や育児もそうですけれども、その子供が学校に通いますといろいろな手続きをしたりしないといけませんし、保育園の待つこと。私がこれだけ日本語できていても結構分からないことがありますので、全く日本語が分からないと、自分が外国人だから差別されているのだらうと思ってしまうことも結構あるようで、そこは少し制度としてきちんと日本の行政にアクセスできるということも大事だなと思います。行政のところはいろいろな、例えば、ドメスティックバイオレンスがあったら日本のどこの役所がそれを担当するか、日本人のためにある様々な行政のサービスが、外国人もそのまま受けられますので、そこへのアクセスができるかどうかというのは、その人の日本語力に大きく左右されると私は見えています。なので、そういう理解が大切ですし、あとは自分がお客様でここにいるのではなくて、きちんとした仕事を持って、自尊心を持ってここで一緒に生活していくということを理解してもらう必要もあるかなと思いますし、日本社会といろいろな人と接点を持つということも彼らが気持ちよく生活して、また、日本のホスト社会とうまくいく、そういう共生社会の実現にも大切なと思います。地域でいろいろなボランティアで日本語をやっている方もいらっしゃいますので、そういった接点も交流するという意味では大事だと思いますけれども、ただ、いろいろなばらつ

きも出ますので、やはり政策的にきちんとした日本語のサポートが、いろいろな国では初期のときにやっているようなので、このような機会ですから日本でもそういうことがしっかりできれば、いろいろなキャリアも活かされますし、日本は人が必要ですので、もともと日本が好きで誰か家族の人が来ているという人がすごく増えてきているので、そういった人たちにきちんと日本語の教育の機会があるといいかなと思っています。日本語の勉強はなかなか迫られないと1回入ったはいいけれども、続かないので、ある程度アルバイトを優先してしまったり、そういうことになっていくので、入ってきてすぐに何かの仕組みの中で日本語を勉強してもらおうというのを検討していただけるとすごく有り難いと思います。

私はたくさんのネパール人の留学生が国に泣く泣く日本の仕事ができないので帰っているのを相談されることがありますので、非常に日本語が好きで日本に住んでいる者としては、そこは何とか就職の前にきちんと日本語ができて、日本の会社は人が欲しいのだから入れたらいいのにと思ったりしていますので、どうか先生方、検討していただければと思います。

以上です。

#### ○西原座長

ありがとうございました。

続きまして、山城ロベルトさん、資料5に従って御発表を頂きます。

#### ○山城氏

山城ロベルトと申します。よろしくお願いいいたします。1ページ目にプロフィールを載せていただいておりますが、時間の関係で省略させていただきます。

2ページ目を御覧ください。本題に入ります。自分は15歳で来日しまして、当時は日本の中学に入学できると期待しました。けれども、市の教育委員会に相談したところ断られました。その理由は「15歳の年度途中での入学はできない」ということでした。そのとき出されたカード（選択肢）は2枚でした。「帰国するか、働くか。」今でもその言葉を忘れられません。働きながら幾つかの日本語教室に通っていたのですが、授業は一方通行で、自分には退屈な時間だったので、独学で日本語の勉強を始めました。日本語学習をきっかけに「日本でずっと生活していきたい」という気持ちがどんどん強く

なりました。自分は3人兄弟で、一番上の姉が視覚障害者で全く目が見えないのですが、一つ自慢できることとして、盲導犬は外国人で一人しか持っていないそうで、姉はその一人なのです。姉が通っていた福祉施設に、相談したら、代表の方は「あなたに夢と希望があれば応援する」というお話を頂きました。そうして大学に進学したいという気持ちが高まりました。でも、自分は日本の中学を卒業していなかったため、まずは高校へ進学しなければいけないのですが、高校受験の資格があるかどうかを確認しなければなりませんでした。静岡県教育委員会が当時、西部教育事務所に問い合わせしたら、前例がないということで受験資格を与えるかどうかは分からない、文部科学省の担当部署に確認しないと何とも言えないと言われました。でもその二、三か月後にやっと結果が届きました。当時は9年間の母国での就学修了証明を出せば受験資格を与えることができると言われていましたが、ペルーで勉強した9年間の証明を出してもらい、翻訳文を付けてもらって、やっと受験資格を得ることができました。

それから受験勉強に向けて、仕事が終わってから毎日6時から10時まで、日によっては11時とか12時まで回ったときもありました。施設の代表の下で日本語を学んで、約6か月後の受験で、作文と面接試験を経て地元の静岡県立浜松北高等学校の定時制に合格することができました。そこから人との出会い、信頼できる場所を見つけられたおかげで自分の道が開けたと思います。本当に感謝しています。

高校時代に困ったことですが、もっと日本語を勉強したかったのですが、スペイン語を話せる先生がいなくて、どのように日本語を勉強すればいいのか分からなくて、困っていました。授業中に国語以外の教科は全然困ることはありませんでした。数学、理科、世界史、英語などの教科についてはペルーで学んだことを活かすことができました。あとは同級生、クラスメイトの協力を得られたことがすごく大きかったと思います。

現在、自分で卒業した学校には、外国人生徒のために補助員が存在しています。静岡県全体では、そういった補助員を配置している学校は数か所しかなくて、もっと高校でも配置されるようになると良いと思っています。

自分は高校4年間で多くのことを学ぶことができ、国際経済に興味を持ち、浜松大学の経済学部に進学することができました。特に日本語に困ることはなかったです。

就学制度や入学条件などを来日前に知ることができれば、スムーズに勉強できたと感じます。国による情報の発信を希望します。

現在、福祉施設を運営しております。今、外国籍児童生徒の教育機関を考慮せずに、

両親の仕事の都合で来日と帰国を繰り返す子供が多くて、子供の母国語が定まらず、セミリンガルが障害児と判定される場合が少なくありません。不十分な初期支援体制が「後天的な障害」につながる可能性があるのです。

両親は日本語及び日本文化を理解できない場合が多くて、日本語での家庭内の親子の会話は皆無。作業労働者として日本語を話せなくても勤められるケースが多く、浜松は特に多くの外国人コミュニティが点在し、母国の食品なども購入でき、母国語での情報を得られることもできるし、日本語を必要としないのです。誤解をしてほしくないのですが、浜松の南米出身者にはその傾向が見られます。しかも小さなコミュニティがばらばらに存在し、連携もしていない。また、日本の支援団体との連携も十分とは言えずに、外国人当事者による支援団体を含めた団体間の協力は不可欠だと思います。

家庭内での母国語の使用を否定するわけではないですが、自分も母国語教室を応援するための事業も実施しておりました。日本で生活する上で日本を知ることも大切です。子供から親までの日本語学習の機会を提供することも大切です。特に、これから来日する外国人材ばかりではなくて、既に日本に定住している外国人に対して、日本に関する再教育の機会を作ってほしいです。日本語学校、個人レッスン、定時制高校、夜間中学など、キャリアアップ制度を活用した企業内日本語教室と行政の連携があれば、無料若しくは低料金で日本語を学習できるように、そういった家族間の会話で日本語が使われるようになると思います。浜松で成功していると思われる国の一つは、フィリピンです。浜松においてフィリピン人のコミュニティに対する支援は南米とは比較にならないほど少なかったのですが、日本人の配偶者として生活する人が多く、彼女たちは自ら自助組織を立ち上げ、自ら日本語を習得し、仲間にも日本語を教え、情報を共有し、困ったときは相談に乗ったりしています。手厚い支援によって、日本語、日本文化に対する理解度を深めていくのだと感じます。このように外国人当事者による支援団体は重要であり、コミュニティ支援にもっと力を入れるといいと思います。

自分は警察や弁護士の通訳もしております。現在、日本のルールを理解せずに入国し、入国後も理解しようとしなない者もたくさんいます。理解する機会が得られなかった者が犯罪を起こしているのです。また、両親が来日後、日本で生まれた、若しくは子供の頃、両親とともに来日した未成年者の犯罪も増えてきている状況です。未成年の犯罪の多くは、日本語・日本文化の教育環境の整備によって、防ぐことが可能だと強く思います。日本語教育だけではなく、日本の法律、社会規範などを外国人に必ずしっかり伝える仕

組みが作られることも同時に必要であると思います。

まとめになります。来日前に日本の教育制度や外国人の受験資格・入学条件あるいは年金、保険などの社会保障制度、納税に関する情報があれば、こういったものに備えることができると思います。ルールを知らせる仕組みがないとトラブルが生じます。日本への移住を検討している外国人向けの情報発信を強化することが必要です。

来日する外国人の年齢は様々であるため、初期日本語教育が受けられる場が学校にも地域にも必要であると思います。例えば、3か月程度の集中研修が受けられれば、その後は自主的に学んでいける力を身に付けることができると思います。

日系人を含めた定住外国人に日本文化や日本語に関する再教育の機会を作ってほしいです。日本語学校や定時制学校、夜間中学、企業内日本語教室などで、安価で日本語を学べる環境を整備すべきだと思います。共存への近道にもなると思います。

学齢期を過ぎて来日したり、大学受験資格がない外国人の受皿として、夜間中学や定時制高校は大切であり、夜間中学や定時制高校でもゼロから日本語を教える仕組みがあれば、環境が変わると思います。

外国人の子供の受験資格や入学要件などは複雑であり、対応に不慣れな市町では分からないことが多くて、日本語教育は子供の発達の問題にも関わってくる。特に障害が疑われる子供については、専門家による初期支援が重要であると思います。こういった外国人を支援できる専門家の窓口が必要で、公立の学校にも外国人生徒の補助員などの職員を配置すれば環境が変わってくると思います。

外国人支援には、外国人のコミュニティの力を活用することが近道でもあると思います。外国人当事者による自助組織に対する支援や、行政との連携・協力体制を作りやすくしてほしいです。自治体が外国人とともに多文化共生に向けた取組を行えるようにしてほしいです。

日本語教育と同時に、日本の法律や社会規範などを外国人に伝達する仕組みがあれば、大変いいと思います。

最後ですが、日本語教育の質を上げる必要があると思います。日本語教師、教室も学習者が求めるニーズに対応し切れていない現状があると思います。また、日本語を学ぶインセンティブがないことも問題と言えると思います。

御清聴、ありがとうございました。

○西原座長

どうもありがとうございました。せっかく学習者の立場であった方にお二人来ていただいていますので、是非御質問をお受けしたいと思います。その前に、せっかくお二人が来てくださっていて、この後の議題として、新しくできました推進に関する法律の施策の内容が発表されて骨子となっていますので、そのことも是非お聞きになってお帰り頂きたいと思っております。

まず、御質問をお受けいたします。

はい、どうぞ。

○西郡委員

質問ではないのですが、山城さんに本当に有り難い話を聞かせていただきました。私の大学は東京都が設置している大学で、東京都の生活文化局というところでもいろいろな助成プログラムをやっているのですが、ここ最近、数が非常に増えているのが、外国人の高校進学のためのプログラムです。その議論の中では、今の日本社会の中である意味の市民権というのを得るために、あるいは浮遊しないようにするためには、高校に進学するということがある意味必須条件ではないだろうかという意見が、その会の中でもいろいろ出てきておりまして、今後の大きなテーマとしてこの推進法の中にも高校進学がどういう形になるか分かりませんが、日本語の生活言語だけではなくて、教科学習言語ですとか、それから、記述を知る言語ですとか、そういうものを強調したものが含まれていくと望ましいのではないのかなという意見を持ちました。

○西原座長

ありがとうございます。

外国人の後期中等教育への進学に対する施策に関して、文部科学省の方でおっしゃることがありますか。

○文部科学省総合教育政策局（男女共同参画共生社会学習・安全課）

総合教育政策局の外国人児童生徒担当者の林と申します。

外国人の高校進学については、実は佐藤委員に座長をお願いしています、外国人児童生徒の教育の充実の有識者会議というところがございまして、その中でも中学生ですと

か、高校生のキャリア教育の支援の充実ということで今、議論していますので、その辺も含めて「日本語教育の推進に関する国の基本方針」骨子素案、基本方針本文の方にしっかりと位置付けられれば良いなと考えております。

○西原座長

ありがとうございました。

そのほか、文部科学省関係で何かおありでしょうか。よろしいでしょうか。

では、せっかくですから、佐藤座長に補足をお願いしてよろしいですか。

○佐藤委員

ありがとうございました。山城さんのお話、大変参考になりました。ありがとうございました。特に私は教育をやっているものですから、今のことに関して言いますと、今、林さんからもお話のとおり、高等学校におけるJSLカリキュラムの作成を検討しようということ、その議題の中に位置付けております。ここで言いますと、例えば、山城さんのまとめの7番にある、日本の法律や社会規範。JSL社会総合であるとか、JSL総合理科であるとか、名称は別にしてもそんなことを含めて高校生たちの学習言語能力を付けるような施策を是非位置付けていきたいと考えております。

○西原座長

それは今ある中学までのJSLの延長線上に高校もあるようになるかと？

○佐藤委員

ええ。高校も。ただ、今の単なる延長ではなくて、やはり全く日本語ゼロというのは今の日本の高校にはなかなかないものですから、もう少しより学習言語能力の育成を念頭に置いたカリキュラムの検討を是非開始したいと考えているところです。

2, 3年後までに何とか目途をつけていきたい。つまり、開発に着手できるような体制を作ればというのが今のところでございます。

○西原座長

なるべく早くお願いしたいと思います。

イシ委員，どうぞ。

#### ○イシ委員

まず，ジギャンさんと山城ロベルトさんの御努力と御活躍に敬意を表したいと思います。特に山城ロベルトさんは同じ日系人ということで非常に興味深く聞かせていただき，最後の4ページ目のまとめに出てくる数々の提言，その全てに共感するとともに，例えば，この3の中で2行目に「企業内日本語教室などで」というのが出てきます。これについては，もう第1回の会合のときにもその趣旨のことを申し上げましたけれども，是非ともこの機に事業主とか雇用主が主語として，彼らが日本語研修をしなければいけないという，要するに彼らの義務として位置付ける。日本語の研修の義務をより明確にしていくべきだと思います。

同じくこの山城さんの資料の最後の8のところ，「日本語を学ぶインセンティブがないことが問題」というのは大変重要な指摘だと思います。そこでも僕は一つ具体的な提言にもつなげていきたいのだけれど，どのように日本にいる外国人たちに日本語をとにかく覚えなければいけないというプレッシャーをかけるかというのが，その動機付けというか，意欲を高めるというのが依然として大きな課題なわけです。そのための仕組みづくりはいろいろな方面からできるはずであって，その一つ，例えば，どういうことが可能なのかといたら，ビザや，在留資格に伴うインセンティブということですね。例えば，の話，この日本語研修をきちんと一定時間，学習歴，何時間受講したというのを証明すれば，例えば，「定住者」や「日本人の配偶者等」の在留資格を持つ外国人に，今だとたしか期間が3年ですよ。それを倍の6年付与しますと。あるいは，せめて5年という場合に，より長い期間の在留期間を与えるというインセンティブがあれば，モチベーションも一気に上がるだろうと。ここでもちろん誤解してほしくないのは，私は決して日本語能力試験で不合格になったら，N何とか以下だったらビザの更新ができないということを提案しているのではなくて，プラスの方です。つまり，現行の3年の在留資格は保証される中で，飽くまでもプラスのインセンティブとして，このようなものも可能ではなからうかということですね。

#### ○西原座長

ありがとうございました。後の方のことについて，法務省からポイント制についてお

っしゃっていただけますか。言語ポイントというのがありますよね。

○出入国在留管理庁

法務省でございます。ありがとうございます。

言語ポイントでございますけれども、これは一つ、ポイント制とおっしゃいましたが、恐らく高度人材ポイント制のことであろうと考えております。高度専門職という在留資格がございますけれども、これは例えば、技術、人文知識、国際業務のような就労のための在留資格に該当することを前提といたしまして、その上で様々なポイントを加算することで、70点以上をポイントとして獲得できれば、高度専門職という在留資格に変更することができるというものでございまして、その中には日本語能力を評価するところがございます。恐らくイシ先生がおっしゃいましたのは、もっとジェネラルな形で、特に日系人の定住者という在留資格を想定して、そのビザの延長のときに日本語能力を要件ということではなくて、日本語能力が一定以上あれば、長い在留期間を付与できるようにするというお考えだろうと考えておりますところ、これにつきましては、またそれぞれの在留資格については在留の目的がございまして、その在留の目的に沿うような形で仕組みを作っていく必要がございますので、本日頂きました意見も踏まえて、今後検討していきたいと考えております。

○西原座長

ありがとうございました。

それから、企業内の日本語教育について、厚生労働省から何かおっしゃることはありますか。

○厚生労働省

企業内の日本語教室というものではございませんけれど、労働行政の立場から申し上げますれば、就職あるいは定着のために職業技能というものが重要でございます。その技能を身に付けるに当たって、特に大事なのは職場への定着、安定的な就労を実現するためには、より高い専門的な技能を身に付けていただくのが大事で、その専門的な技能を身に付けていただくのに必要なのであれば、現在でも基本方針の骨子の中にも書かせていただいておりますが、その範囲での企業内訓練に関する助成金というのは現行の制度で

も適用可能でございます。

○西原座長

ありがとうございました。そろそろ時間になってきているのですが、もう一つ質問をお受けします。

○神吉委員

神吉です。動機付けの関連のお話があったので、意見ということでコメントをしたいと思えます。

道具的動機付けの話がたくさん出てくるのですけれども、言語学習についての動機付けに関しては、まず統合的動機付けというのが非常に重要だということが言われていまして、つまり、ここで生活したい、この人たちと話したい、一緒に何かをやりたいと思えるコミュニティなのかどうか。そういうことをまず整えていくというのは、道具的動機付けと同時に必要だと思うのです。それが制度としてできているのかというところが一つ議論すべきだと思っています。

それから、道具的な動機付けに関しても、例えば、日本語能力試験でN1、N2というのは、要するに試験はできるが、それで何ができるのですかという話になっていて、企業さんも多くのところはN1が取れているということは一応見るけれども、それが本当に仕事ができる能力かどうかは、そこはまた違いますよねと。そうすると、何ができるのかということをもう少し言語と専門性というものを切り離さずに考えていくような仕組み、また、できることを証明するための電子システムというのですか、ランゲージパスポートでもいいのですけれども、いろいろなところを持ち出してお互いに共有できるような、例えば、海外だと今、デジタルバッジシステムみたいなものができてきて、ゲーミフィケーションの関係でそれを取っていくと何ができるという能力証明になるもの。そういったものを全体として制度として考えていく必要があるのではないのかなと思えます。

以上でございます。

○西原座長

ありがとうございました。先ほどの国際交流基金からも動機付けについての発表があ

ったと思いますし、例えば、私が知っている範囲では、ドイツの政府としてドイツ語を外国語として学んでもらう等の理由ということが書類になっている。オーストラリアでも、「英語を学んだら、こんないいことがあるよ」という動画ができていて、それを移民の方々に使っていただくようになっているとか、そういう努力というか、インセンティブを積み上げていくための努力が必要だという御意見だったと思います。

もう1つぐらいしかお受けできる時間はないのですが、何かお二人に対して御質問があるようでしたら、一つだけお受けします。

はい、どうぞ。

#### ○小林（整）委員

お二人ともありがとうございました。学校教育に関わっている者ですので、特に山城さんの御発表の中で、定時制高校に入ってから、国語以外はほとんど困らなかったということについてであります。実は本県の市町村で行っている日本語の初期指導の例では、特に中学校の段階で日本に入ってきた子たちは、国によっては数学をほとんど勉強していなくて、初期指導教室から中学校の教室に移行した際、これまで数学を全くやっていないものですから、日本語はある程度できるようになっていても全然授業についていけないという状況もあります。そこで日本語の初期指導の中に教科指導、学校の先生も携わることができるような初期指導の在り方が必要ではないかということは今、本県では話題にしはじめています。そこで質問ですが、ペルーの場合は、中学校段階で数学をきちんと学ぶカリキュラムであったのか、それとも山城さんが大変優秀であったのか、そのあたりを簡単に教えていただきたい。

#### ○山城氏

質問ありがとうございました。ペルーでは留年制度が中学1年生からあるのですが、成績の付け方も、成績表をもらう前に自分がどういう評価かもう分かるぐらいの仕組みになっています。例えば、0点から20点までで、0点から10点までは赤点、11点から20点までが合格点です。つまり、どういう評価になるか、まずは中間テスト、期末テスト、ノートテストと質問に関するものの評価で出しているのです、自分の成績がどのぐらいだったのか、ペルーの場合は明確化されています。自分ですが、実は教育熱心な家庭だったのですが、先ほどの20点満点で15点以上取らないといつも怒られたり

していました。15点以下の点数は取ってはいけないという環境で育ってきましたので、自分は日本に来たときに数学の基礎もあったのです。高校に1年生のとき、数学の先生に「何であなたは日本語できないのに100点取るの？」と言われたことがあります。あとは問題の解き方も、日本とペルーと違う部分があり、先生に「なぜ解けたの、これを？」と言われて、説明したら「ああ、納得しました。これは丸を付けます」と言われたことがあります。

○小林（整）委員

ありがとうございました。大変よく分かりました。

○西原座長

そうですね。日本の学校制度の中で、進級というのを飛び級もさせないし、落第させないという教育制度ですよね。南米は違いますよね。進級できるということは「できた」ということになって、どんどん落ちこぼれをつくっていくという制度なので、それは当然優秀な人だって、そういう制度の違いというのも理解されないといけないですよ。ネパールはどうですか。飛び級とか、留年とかあるのですか。

○ジギャン氏

はい。ネパールも毎年進級試験がありまして、飛び級も落第もありますけれども、ネパールの場合は学校に行ける人と行けない人の差がまだ結構開きがありますので、学校にひとまず行けたら、英語で教育を受ける人の方が多いので、そこでの差ですかね。

○西原座長

ありがとうございました。お二人の方に説明していただいたことは、尽きない議論の種になると思いますけれども、御発表をしかと受け止めて、これを今後の議論の進展にも活かしていきたいと思います。どうもありがとうございました。

では、この会議がそもそも存在する理由の一つとなります骨子の素案ということで御説明を頂きたいと思います。議事の2になりますけれども、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針」ということで骨子案があるのですが、それを修正されておりますので、事務局からその修正されたものについて御説明

をお願いいたします。

#### ○文化庁国語課長

資料6を御覧いただきたいと思います。前回の会議で頂いた御意見を踏まえて、「日本語教育の推進に関する国の基本方針」（骨子素案）、修正部分について赤字見え消しで修正をしております。総論的なものと、国内の日本語教育の部分を文化庁から説明申し上げます。それから、海外の部分は外務省から御説明いただくことにしております。

最初に、総論的な確認です。国の基本方針につきましては、日本語教育推進法の10条に基づいて、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めなければならない」とされております。これに基づいて定めるべく、現在検討を行っているということでございます。法律の中ではおおむね5年ごとに見直しの検討を行い、必要があれば変更していくということで、大体5年ぐらいの方針になるものでございます。

また、この国の基本方針ができますと、今度は地方公共団体の方も、この国の基本方針を参酌して地域の実情に応じて地方の方針を定めるように努めるということが法律の中で規定されておりますので、地方への広がりもあるというものでございます。

それから、策定のスケジュール感でございますが、前回申し上げましたけれども、今年の6月ぐらいに確定をさせていきたいと考えております。これは令和3年度の概算要求に間に合うようなスケジュールということでございます。

検討体制としては、この関係者会議で識者の先生方、皆様方から御意見を賜りながら、この会議とセットであります日本語教育推進会議、政府の方のメンバーでやっている会議でまとめていく形になっているところでございます。

中身を簡単に申し上げます。まず、1ページでございますけれども、「日本社会において使用されている日本語を習得できるようにすることは極めて重要」となっております。これは、日本に滞在、在留する外国人の方が、なぜ日本語を学んでいくのかということをしかりと根拠付けをすることが必要だろうと御意見を受けての修正です。

それから、2ページでございますが、一番下に「責務を有する」という文言を削除しておりますが、これは法律の条文に合わせて修正したものでございます。正確に記載したということでございます。

3ページの上の方で「連携の強化」というところですが、ここは御意見を踏まえて、

関係する機関や団体などをより具体的に書きだしたということでございます。

それから、3ページの下の方は児童生徒に対する日本語教育の関係でございます。

まず、日本語指導補助者や母語支援の養成ということで、「養成」を加えております。これは前回、御意見として活用に加え養成をしていくことが重要であるという御意見を受けて、「養成」を入れたものでございます。

それから、3ページの下の方の параグラフの見え消しですけれども、ここは学校の教員についても日本語教育の指導などができるように養成をしっかりとしていくことが大事ということで、養成段階における取組を推進、また、研修指導者の養成等の支援を行うということで、大学における教職員の養成段階なども含めて読めるような形で整理しております。

それから、5ページの上ですが、ここは外務省から説明があります。

7ページも海外の関係になりますので、外務省から説明があります。

8ページも同じです。

最後、私から9ページ以降、最後の方ですけれども、地方公共団体の推進体制というところで少し見え消しが入っておりますが、この方針は国の方針ですので、地方公共団体の推進体制のところについては基本的に法律の条文に合わせた形で整理しております。正確にしたということと、それから、(2)の一番上のポツが削除になっていますが、これは前の方、第1の(4)に既に同じ記述がありますので、重複になりますので消したということでございます。正確に書いたということです。

私からは以上です。

#### ○西原座長

次、外務省からお願いします。

#### ○外務省大臣官房文化交流・海外広報課長

外務省でございます。外務省関連の修正部分としては、5ページ目の上の14条関係のところ、EPAに基づく研修について、前回の会議の中でここだけ突出して具体的だという話もございましたので、やや簡略化した形に修正しております。

あと7ページの上の19条関係について、継承日本語ということがよりよく分かるような形で表現を修正しております。また、中南米地域の日系人団体が行う日本語教育の

状況の把握に努めるということを付け加えております。

あと8ページですけれども、前回の会議では在留外国人の多い自治体との連携の促進をもっと考えるべきではないかという御意見がございまして、これを踏まえて外務省内で検討しまして、JICA海外協力隊の日本語教育人材としての活躍が一つ考えられるということで、これを付け加えております。

外務省関係での主な修正点は、以上でございます。

○西原座長

ありがとうございました。前回第1回の会議の中で、そして、その後に事務局に対して、ということで御意見を頂いた。それが反映されて、この素案が修正された形で今日御提示いただいたということになると思いますが、まだ足りない、あるいは更にこのことについてより明確にという具体的な御指示、御意見があれば、残りの時間、伺いたいと思います。どなたからでも結構でございますので、どうぞ。

はい、田尻委員。

○田尻委員

最後の部分で2点あります。地方公共団体が実施責任を有するとあって、後ろの方が……。

○西原座長

9ページの(2)のところですね。

○田尻委員

はい。それで最初に「責務を有する」とあるから、と言うのですけれども、今日お二人に伺ったように、地方公共団体はもっと積極的にやった方がいいのではないかと考えるので、9ページのポツの二つ、「よう努める」というのは弱いのかなと。

○西原座長

事務局、これ、「よう努める」になったのはどうしてでしたか。9ページの下から4行目及び下から2行目に「定めるよう努める」、「実施するよう努める」となっている

のが、弱過ぎるのではないかという御指摘です。

○文化庁国語課長

これは法律の条文のとおりに正確に整理をしたものでございます。国の基本方針なので、まず、国がこうするということになりますので、それはしっかりと書いた上で、地方については、条文上は国の方針を参酌して、地方として基本的な方針を定めるよう努めるものとするという記述になっておりますので、それに合わせたということでございます。

○田尻委員

もう一点、すごく気になるのですが、5ページで、この前、私、EPAの話をしたときに、専門的な日本語を教えるときと、たくさん出てくるのですが、4番の難民に対して「最低限の基礎日本語」とありますが、どうして難民だけ「最低限」と付けたのでしょうか。難民についてはいろいろ言われていますから、むしろ難民が日本で生活するならば、最低限ではなくて、その後の生活ができるまである程度サポートするべきではないかと思うのです。この「最低限」というのは、ものすごく私にとっては強い言葉に聞こえるのです。

○西原座長

はい。第15条関係ということで、5ページの(4)「難民に対する日本語教育」の1行目から2行目にかけて、「必要とされる最低限の基礎日本語能力の習得のため」と出てくるのは、少し足りないのではないかという御意見だと思いますが、いかがでしょうか。

○文化庁国語課長

御指摘ありがとうございます。第三国定住難民向けのプログラムは、半年間のプログラムということになりますので、半年間のプログラムということですので、このような表現になっております。

○西原座長

ありがとうございました。

ほかに御質問は。

まず、佐藤委員から。

○佐藤委員

4ページの上から二つ目の黒丸のところです。「就学機会が適切に確保されるよう」という文言があるのですけれども、今、外国人児童生徒の就学の問題が非常に大きな問題として挙がっております。こうした子供たちに就学機会を提供する、保証するというのは極めて重要な施策で、この法律についても重要な課題になるだろうと思っておりますけれども、私どもが見ていきますと、基本法だ何だによって、かなり格差が入っている。そうすると、地方公共団体がどのようにして、その就学機会を確保していくのかということ、具体的な国としての指針を是非示していただけないかと考えております。

以上です。

○西原座長

具体的な文言としてはどのようにしたら。

○佐藤委員

外国人児童生徒の就学機会が適切に確保されるよう、地方公共団体が講ずべきことについて国として指針として策定するという文言として、どこかに入れていただければ。要するに、より強く、きちんと地方公共団体が何をするかということ、格差がないように、国としての指針を明確にしていくべきではないかということでございます。

○西原座長

それはいかがでしょうか。もしあれでしたらば、御欠席の方もいらっしゃいますから、文化庁国語課の方から委員の皆様に御案内申し上げて、この資料7について……。

○文部科学省総合教育政策局（男女共同参画共生社会学習・安全課）

ありがとうございます。入れさせていただきます。地方公共団体が講ずべきことについて国として指針を策定するというので、これを踏まえて、その後に指針を作っていくという流れになるかと思いますが、入れさせていただきます。

○西原座長

分かりました。よろしくお願ひいたします。

イシ委員。

○イシ委員

5ページの(4)の難民の、定住者などというところですけども、これについては、資料7の前の委員意見の3ページも御覧いただきたいのですが、そこに資料7の三つ目の丸として、「定住者など」というところで前回僕が申し上げた意見というのが、特にこれに関して、今回もこの資料6でも加筆修正は特に反映されていないのです。別に反映されていないということに対するクレームではなく、飽くまでも安心するための質問というか、確認という意味合いですけども、安心していいのですね。つまり、特にこの資料6のところを加筆修正しなくても確実に以前申し上げたように、現場での実際に外国人が雇われている、事業主や雇用主の責任を厳しくチェックし、場合によっては賞罰し、なおかつ、大企業がCSRの一環としてきちんとこの日本語学習のために大企業としても責務を果たすということに関して、ですね。

○西原座長

いかがでしょうか。厚生労働省でしょうか。今の御意見は、文言には反映されていないけれども、実際に行われる施策のときには、これは……。

○イシ委員

恐らく文言に反映しなくても大丈夫という御判断があったから、多分、手が増えられていないと僕は理解したいところですけど。

○西原座長

分かりました。それが確認できれば、それでよろしいわけですね。

○イシ委員

でなければ、何らかの形で雇っている側の責任を問う、何も実際に日本語を学習すべ

き外国人たちにだけいろいろプレッシャーをかけるのではなく。

○西原座長

分かりました。企業体であれば、その企業体の目的を遂行するために、当然、企業体としてすべき努力があり、外国人の人たちの資格問題として日本語の問題があるのであれば、それは企業の責任において行うべきだという御意見になりますよね。

○イシ委員

そうですね。特にスタートダッシュですよ。つまり、外国人労働者と言われている人たちが、最初の何日かなのか、何週間なのか、何時間なのかもきっちり何らかの形で生活費が保証される形でしっかりローコスト若しくはノーコストで確実に日本語がしっかり学習できる、もうそれをすればいろいろ今までの問題が解決されますよね。

○西原座長

はい。例えば、技能実習の場合は、来日後1か月間は直接職場に行くのではなく、管理団体が責任を持って仕事上の、あるいは言語上の、生活上の指導をするとなっていますけれども、そのようなことが……。

○イシ委員

そう。同じようなモデルをいろいろ……。そのまま応用とは限りませんが、一つのモデルにはなり得ると思います。

○西原座長

はい。よろしいでしょうか。どうぞ。

○山口委員

4ページの(2)のところ、今日御説明いたしましたが、「各大学や各専修学校が」というだけで終わっておりますが、これは留学生ということですので、日本語教育機関の学生たちも含まれるわけですので、是非ここに「日本語教育機関」という文言を入れていただきたいと思います。

○西原座長

それはいかがでしょうか。御意見として出たということで受け止めていただければと思います。

○文化庁国語課長

御意見として受け止めたいと思います。

○山口委員

よろしく申し上げます。

○西原座長

よろしく願いいたします。

ほかに。どうぞ。西郡委員，鳥田委員で。

○西郡委員

前回欠席してしまったのでどのような議論があったのか分からないのですが、5ページの赤で見え消しがあるところで、「経済連携協定に基づく」というのがあって、医療と介護のことが書いてあって、これは非常に重要なことだと思うのです。介護に関して、私もずっと関わってきました、現在、技能実習もあるし、特定技能もあるし、専門学校で学ぶという形にもなっているので、なぜこれ、「経済連携協定に基づく」というのだけ特出して書くというのではなくて、もう少しジェネラルな書き方ができないのかなと思いました。学習する機会を設けるということを、経済連携協定に限らず、ほかの分野あるいはほかの職業分野に含めているという考え方もできるかもしれないのですけれども、御検討いただきたいと思います。

○西原座長

これ、「経済連携協定等」とか入れたら十分なのでしょうか。

○西郡委員

そうですね。「等」だとどのようになるか分からないのですけれども。

○西原座長

どうぞ。外務省から。

○外務省大臣官房文化交流・海外広報課長

基本計画の骨子素案において、この経済連携協定に基づく研修が、ほかの類型と当てはまらないため、ここで目立って見えるのかもしれませんが。基本方針は、各条文の下に全体を見渡すようなパラグラフを入れた上で個別のものを並べるという形を想定しておりますので、基本方針になりますとほかの連携なども含めて全体が見渡せるような形で記載できると思いますので、恐らく違和感がない形になるものと思います。

○西原座長

ありがとうございました。

では、鳥田委員。

○鳥田委員

3ページの「法制上の措置等」というところがあるかと思うのですが、この中で「法制上の措置、財政上の措置その他の措置を講じる」というのがあるのですけれども、日本語の教育に関して、地方公共団体ですとか、事業主にその前のところで責務を課しているので、ひょっとしたらその他の措置の中に入っているのかもしれないのですが、国から地方公共団体ですとか、あるいは事業主への財政的支援とか、そのようなことがはっきり分かるとよりいいなと思っていて、それがはっきり分かるように書けないのであれば、その他の措置というものにそれは入っていて、それは安心できるということでしょうか。

○文化庁国語課長

御質問をいただきましてありがとうございます。ここは総則的な部分なので、一般的に必要な法制上の措置、財政上の措置という形で記載されておりますが、具体的には3ページの下半分の第2というところから具体の施策が並んでいることとなります。この

具体の施策の中で、例えば、地方公共団体に対する支援を行ったり、あるいはその他様々な事業を通じていろいろなところに助成したり、あるいは制度を整えたりということが記載されることとなると思います。御質問の部分は一般的な規定ですので、総則的に書いてあるということでございます。

○鳥田委員

それでは、この財政上の措置は、この後ろの方に入っていることが書かれていれば、その裏手というのか、見えない、書かれていないところでは必ず行われるという理解でいいということなのですかね。

○文化庁国語課長

例えば、個別にどこに助成をするということが施策の部分で書いていなかったとしても、こういう目的で、こういう形で日本語教育を推進していくということになれば、その目的を達成する手段として財政上の支援をする場合もあるでしょうし、制度を整える場合もあるでしょうし、その他何か行政指導的なことをする場合もあるでしょうし、様々な政策手段が実際には個々の施策の中に入り込んでいるという形になります。この部分は総則的な規定だということで御理解を賜ればと思います。

○西原座長

ありがとうございました。時間になりましたので、これ以上の御質問を受けることはできないのですが、先回と同じように私は理解しておりますので、もし言い忘れた、どうしてもこれは言っておきたかったことがありましたら、事務局にメール等の手段によって近日中に、できれば3日以内に、来週明けまでにお知らせいただければ、そのことを踏まえて次回の会合があるかと思っておりますので……。

○西郡委員

今回は2月17日で、それが最後になるのでしょうか。

○西原座長

次回の日程等につきましては、事務局から御説明いただけたらと思います。

○文化庁国語課長

今回の日程は2月17日でございます。

時間につきましては午後の予定でございますけれども、追って連絡申し上げたいと思います。2月17日午後。場所も追って連絡をさせていただきます。

○西郡委員

いや、余りにも拙速に進めるのはいやだなと思って。この会議はそれでおしまいになってしまうのか。

○西原座長

この会議は、今年度はそれでおしまいと考えてよろしいでしょうか。

○文化庁国語課長

今、予定しているのは、取りあえず2月17日まででございますけれども、もし御要望があれば、また検討したいと思います。

○西原座長

それは次回をやってみて、もう一回必要だとなると、やるのでしょうか。それとも、今日の見通しとして、17日もあるし、次もあり得るということでしょうか。

○文化庁国語課長

第3回目として2月17日もありますし、もし御要望があれば、その後第4回も考えられると思っております。

○西原座長

それから後にどうなるかということをお前回に御説明いただいたと思うのですが、この委員会の検討があった後、今度は省庁側の会議があると。そして、その後で内閣決定をするための原稿ができてきて、それについてパブリックコメントの期間があるということでしたね。

○文化庁国語課長

この関係者会議で御意見を何回か頂いた上で、パブリックコメントにかけられるような案を、日本語教育推進会議で定め、パブリックコメントにかけます。その上で、最終的には日本語教育推進会議で案が定まっていく。その後、閣議決定の手續に入っていくということになると思います。

○西原座長

委員の皆様、ほかの方々はいかがでしょう。多い方がいいでしょうか。それとも、もう十分なので2月17日でお開きにするのでしょうか。

(「多い方がいい」の声あり)

○西原座長

「多い方がいい」という声があちこちから聞こえるので。

○文化庁国語課長

分かりました。それでは、具体的にいつ開けるかというのもありますので、日程調整をさせていただきながら、もう一度開催ということで考えたいと思います。

○西原座長

ありがとうございました。

では、時間を少し過ぎましたけれども、以上で今日の会議を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

御発表の皆様方、どうもありがとうございました。

— 了 —